

◎新潟県告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年4月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
新潟県厚生農業協同組合連合会	新潟市中央区東中通一番町86番地109	訪問看護ステーションさんじょう	三条市塚野目5丁目1番62号	介護予防訪問看護	H28. 9. 1
株式会社 エヌ・エム・アイ	長岡市緑町1丁目38番地283	福住薬局	長岡市福住3丁目6番18号	居宅療養管理指導	H29. 10. 1
社会福祉法人雪国ボランティア	南魚沼市欠之上538番地1	障害者支援施設マイトーラ	南魚沼市欠之上538番地1	短期入所生活介護	H30. 2. 15
社会福祉法人新井頸南福社会	妙高市大字上新保549番地	小規模多機能型居宅介護事業所ほのぼの北条	妙高市大字北条585番地1	小規模多機能型居宅介護	H29. 12. 28
社会福祉法人新井頸南福社会	妙高市大字上新保549番地	小規模多機能型居宅介護事業所ほのぼの北条	妙高市大字北条585番地1	介護予防小規模多機能型居宅介護	H29. 12. 28